

## 災害時等における支援協力に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）とイオンモール株式会社（以下「乙」という。）とは、立川市内で、地震、台風等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等（以下「災害時等」という。）において、乙が運営管理する店舗が行う支援協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において、甲の要請に基づき、乙が運営管理する店舗が行う支援協力に関し、その範囲、手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力店舗）

第2条 本協定により支援協力を行う店舗は、次のとおりとする。

所在地 武蔵村山市榎1丁目1番3号

名称 イオンモールむさし村山

（支援協力等の内容）

第3条 乙は、災害時等に備えるため、店舗敷地内の倉庫の一部を災害対策用倉庫として確保し、甲に無償貸与するものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、店舗の駐車場の一部を、市民の車両による一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）及び食糧、生活物資等を集積する場所として可能な範囲で無償提供するものとする。この場合において、提供する駐車場の範囲については、その都度甲及び乙が協議し、決定するものとする。

3 甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

4 甲は、一時避難場所を運営するために必要な職員を現地に派遣するものとする。

（食料、生活物資等の備蓄）

第4条 甲は、前条第1項の規定により乙から貸与を受けた災害対策用倉庫に食料、生活物資等を備蓄し、維持管理を行い、乙に対し、備蓄品の一覧表等を提供するものとする。

（連絡責任者）

第5条 本協定に関する連絡責任者は、甲にあつては市民生活部防災課長、乙にあつてはイオンモールむさし村山ゼネラルマネージャーとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議し、定めておくものとする。

（情報の共有及び事前準備）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努めるものとする。

2 災害時等における甲及び乙が果たすべき役割並びに一時避難場所等の運営に係る具体的な対応手順については、甲及び乙が協議のうえ、別に定めるものとする。

(損害補償等)

第7条 乙は、甲の要請に基づき一時避難場所として提供した駐車場等において発生した避難者及び避難車両の被害に対し、一切の責任を負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(協議)

第8条 本協定の解釈に疑義を生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3箇月前までに、甲及び乙のいずれかが相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年9月4日

立川市泉町1156番地の9

甲 立川市

代表者 立川市長 清水 庄平

千葉市美浜区中瀬1丁目5番地の1

乙 イオンモール株式会社 専務取締役

CX創造本部長 藤木 光広